#### <論 説>

# わが国における有価証券会計時価評価論の類型的考察 ——実現概念の類型化を手掛かりとして——

# 岡 村 勝 義

#### 目 次

- I. はじめに一問題の所在一
- Ⅱ. 実現概念の基本類型(2類型)と有価証券の評価
  - 1. 基本類型としての伝統型実現概念
  - 2. 基本類型としての 57 年会計基準型実現概念
- Ⅲ. 実現概念の折衷類型(2類型)と有価証券の評価
  - 1. 折衷類型としての73年外部報告分科会型実現概念
  - 2. 折衷類型としての FASB 型実現概念
- IV. わが国における有価証券時価評価論の類型と特徴
  - 1. A型実現概念を支持する見解
  - 2. C-1 型実現概念を支持する見解
  - 3. C-2型実現概念を支持する見解
  - 4 D型実現概念を支持する見解
- V. 結びと問題提起

### Ⅰ. はじめに―問題の所在―

わが国では、80年代後半のバブル経済下での地価および株価の異常な高騰は、いわゆる「含み益」問題を表出させ、原価主義に依拠して恣意的な有価証券取引を行うことによって、「益出し」や損失繰延といった利益操作も往々にして行われるようになった。またかかる状況に符合するかのようにして起こった、証券先物取引・オプション取引の損益情報開示の要請は、それと連動したヘッジ対象の市場性ある有価証券の時価情報の開示を要求することとなった。市場性ある有価証券の時価評価問題が、かかる状況を背景にわが国の会計学界においてホットな議論を引き起こしたのである。

かかる市場性ある有価証券の時価評価は、いわゆる未実現の保有損益認識の問題(とりわけ保有利得認識の問題)を必然的に伴い、有価証券時価評価と実現概念との係わりが理論上の争点あるいは制度上の論議の重要な論点となるに至った。

わが国におけるかかる有価証券時価評価と実現概念との関係についての問題は、1957年以降のアメリカ会計学界における実現概念に関する論議やその成果に部分的・断片的に依拠して論じられてきたことが一つの特徴のように思われる。したがって、1957年以降近年までのアメリカ会計学界の実現概念の論議の経過を観察し、各種の実現概念とそれが位置付けられる理論的枠組みを類型的に整理し分析することが、市場性ある有価証券の時価評価問題の錯綜した論点の整理に有用と考えられる。またそれによって、わが国における有価証券の時価評価問題の特徴をも明らかにしうると考えられる。

#### Ⅱ. 実現概念の基本類型 (2類型) と有価証券の評価

#### 1. 基本類型としての伝統型実現概念

伝統的実現概念は、収益または利益の認識(記帳)に対して、法的な販売または同様な過程による現金または現金等価物等の流動資産への転換、すなわち「換価」を要求する(Paton=Littleton [1940] p. 49; The Realization Concept [1965] p. 314)。収益または利益の認識は端的には、現金または現金等価物の受領を要求する「流動性」と、提供財貨等の客観的・検証可能な証拠による測定を要求する「市場取引」との二つの要件によって行われ、これらを充足すれば収益または利益は実現するので認識し、充足しなければそれは未実現であるとして認識しない。このように、伝統型実現概念は認識概念として位置付けられている。

換言すれば、かかる実現概念は、市場取引で獲得される対価が現金または現金等価物でない限り、収益または利益の認識は起こりえないことを要求するから、例えば期末時点における保有資産の時価の高騰による、市場取引を伴わない資産の増価分はかかる実現概念のもとでは認識されることはありえない。この結果、かかる保有資産は、実現のための二要件を充足する取引が行われるま

で取得原価で据え置かねばならないことになる (Storey [1959] p. 237; [1978] p. 52)。伝統型実現概念はこのように、資産評価について原価評価を要請するのである。したがって、かかる実現概念のもとでは、保有有価証券の保有利得は実現の二要件を充足するはずもなく、それは未実現なものとして認識されない。

資産原価評価と結びつく伝統型実現概念を会計の体系の要とする原価主義会計は、名目投下貨幣資本回収計算に基づく処分可能利益あるいは分配可能利益の計算を目的としている(Davidson [1966] p. 102; Ijiri [1981] pp. 49-51, 81)。かかる体系のもとでの実現概念はこの目的達成のための手段たる機能を果たすが、以下、かかる伝統型実現概念を「A型実現概念(あるいは単にA型)」と呼ぶことにする。

# 2. 基本類型としての 57 年会計基準型実現概念

アメリカ会計学会 (AAA) 1957 年版会計基準は、A型実現概念とは適用範囲の広さの点で極めて異なる実現概念を提唱した。「実現の本質的な意味は、資産または負債の変動が勘定に認識することを保証するに足る充分確定的 (definite) かつ客観的 (objective) になったということである」(AAA [1957] p. 538)と定義される実現概念は、収益または利益の認識を含む広く資産・負債変動の認識に対して、「確定性」と「客観性」という要件の充足を要求する。前者は「恒久性」、後者は「測定可能性」と言い換えられる (Windal [1961] p. 75)。

ここに、「恒久性」は予測しうる将来において破棄されたり取消されたり失われたりしないこと、また「測定可能性」は会計人が合意できる正確性をもって測定可能なことを意味するものとして適用される(Windal [1961] pp. 75, 83-84)。かかる意味の「確定性」と「客観性」は、57年版会計基準自ら言うように、独立の当事者間の交換取引、確立された商業実務やある種類の資産の他の種類の資産形態への転換を容易にする高度に組織化された市場の能力(この条件は、例えば市場性ある有価証券への適用を含意する)などの諸条件に依拠する(AAA [1957] p. 538)。

このため、会計士の判断において、資産の増加が取り消されることは実際上

起こりえないと考えられ、かつ会計上が合意できるほどの正確性をもってそれを測定しうるならば、かかる資産の増加(資産の変動)、例えば所有する市場性ある有価証券や固定資産などの価値の増加(保有利得)は認識(記帳)できることになる(Windal [1961] p. 89)。かかる実現概念によれば、資産変動の一ケースであるそのような利益は「確定性」と「客観性」の要件を充足すれば、それは実現するので認識され、充足しなければ未実現(非実現)であるとして認識されないこととなる。このように概念構成としてはA型実現概念と同様に、57年会計基準型実現概念は認識概念として位置付けられる。

57年会計基準型実現概念はA型実現概念の場合に似て、資産概念さらには資産評価と連動している。57年版会計基準は、資産を「ある特定の会計実体内の経営目的のために用いられる経済諸資源」で「予期された経営活動に利用できあるいは役立つ用役潜在性の総計」であると定義する (AAA [1957] p. 538)。そして、かかる資産の測定にあたっては、「その資産が生み出す用役のすべての流れに関する将来の市場価格を確率と利子要素によって現在価格(present worth)に割り引いた金額」(AAA [1957] p. 539) が考えられるが、これは抽象的なのでその近似値として、例えば取替原価、正味実現可能価額などが使用される (The Realization Concept [1965] p. 318)。すなわち、資産は時価によって評価されることになる。これは、市場性ある有価証券の保有損益を含む多くの保有損益が実現利益として計上されることを示す。

資産時価評価と結びつく 57年会計基準型実現概念を会計の体系の重要な要とする 57年版会計基準の時価主義会計は、投資者の投資意思決定および経営者の業績評価に役立つ会計情報の提供という目的を持っているので、そこで計算される利益は投資意思決定のための業績評価を可能とする内容を表示することが求められる(これからすれば、むしろ「意思決定・業績評価目的⇒資産時価評価⇒資産概念→57年会計基準型実現概念」と言うべきか)。この意味では、かかる時価主義会計は業績評価利益あるいは業績表示利益の計算が基本的な目的となっていると解され、ここに保有有価証券の保有損益は保有活動の業績評価のための損益と言えることになる。

かかる体系のもとでは、実現概念はそのような目的を達成させるための手段としての役割を果たすが、以下、かかる 57 年会計基準型実現概念を「B型実現概念(あるいは単にB型)」と呼ぶことにする。

# Ⅲ. 実現概念の折衷類型 (2類型) と有価証券の評価

# 1. 折衷類型としての 73 年外部報告分科会型実現概念

A型実現概念とB型実現概念とは、共に原始記帳の可否を決定するという意味で同列の認識概念であるものの、それぞれが依って立つ目的が異なり、それによって認識(する)対象の範囲が異なる。A型を採ればB型の認識対象の相当部分が排除され、B型を採ればA型の特性(目的)が希釈化されてしまう。このため、B型実現概念の出現によって、それとA型実現概念との関係・調和が論争されることになる。57年版会計基準の補足と部分的な修正を目的とした棚卸資産測定分科会(Inventory Measurement [1964])において、その点が表面化する。

そこでは、一方において、B型実現概念のみに依拠して保有損益を営業損益と同じように認識しようとする見解があるものの、他方において、B型実現概念を現実の会計実務に適用可能なようにA型実現概念を修正しようとする見解も提唱される。前者は57年版会計基準そのものの立場であるから、実現概念に対する新しい解釈ではない。しかし、後者の見解はA型実現概念とB型実現概念との折衷を図るという点では単なる焼き直しではない。

それによれば、B型実現概念に依拠しつつも、A型実現概念の要件たる市場取引(独立の当事者間の公正な売買取引の一当事者となること)は証拠の十分性の立証手段となるから、保有損益の暫定的な計測値(未実現損益)に対する最終の証拠(実現損益)を与える。すなわち、かかる実現要件は報告に格付けをした客観性を与えるので、認識した保有損益を未実現分と実現分とに区分することは業績評価のための実務上の客観的な指針を提供する(Inventory Measurement [1964] p. 709)。

かかる見解は、57年版会計基準の実現概念の実質的拡張と部分的な修正を目

的とした実現概念分科会(The Realization Concept [1965])に引き継がれる。そこでの多数説は、「伝統的実現(概念)の識別力」を認め、それを「純利益の再分類」のための概念として用いる(The Realization Concept [1965] p. 322)。すなわち、保有損益は測定可能性要件によって「認識」(記帳)するものの、市場取引要件を充たさない保有損益は未実現損益、それを充足した保有損益は実現損益として「再分類」する概念として「実現」を用いる。棚卸資産測定分科会のメンバーであった Horngren は、このような考えを「自由な『認識』テストと厳格な『実現』テスト」(Horngren [1965] p. 325)と呼び、A型実現概念が事象のタイプの区別、業績評価および客観性の程度の序列化に役立つ点を捉え、「実現」を実質的に「再分類」概念として位置付けていく(Horngren [1965] pp. 327、328)。

その後、利益の認識に係る概念および基準の検討を目的とした 1973 年外部報告分科会(External Reporting [1974])は、実現は利益に関する不確実性が認めうるレベルにまで減少した時点を決定する指針となる(External Reporting [1974] p. 209)と考え、「認識と実現との分離」を図る棚卸資産測定分科会・実現概念分科会および Horngren の見解を「不確実性のレベル」から統一的に整理し、利益に関する二つの不確実性のレベルを許容するモデルを提示する。

すなわち、「相対的に自由な認識」、「相対的に早期の認識」を可能とする高い不確実性レベルの許容(B型実現概念の要件適用)がまず行われ、それに続いて「厳格な実現」を示す低い不確実性のレベルの設定が行われる。後者の低い不確実性のレベルをスクリーニングする機能を有する概念として実現概念が位置付けられる(External Reporting [1974] p. 216)。これが 73 年外部報告分科会型実現概念の概念構成である。以下において、かかる 73 年外部報告分科会型実現概念を「C型実現概念(あるいは単にC型)」と呼ぶことにする。

C型実現概念は、一見すると認識概念としてのA型実現概念と形の上で同一の如くみえるが、それはA型実現概念とは本質的に異なる。C型実現概念は「認識概念」としては位置付けられていないからである。むしろそれは、概念上は、すでに認識された利益について二次的に実現分と未実現分とに「再分類」

するための概念として位置付けられる。したがって、C型実現概念は「再分類概念としての実現概念」とも言える。

外部報告分科会におけるかかる"利益に関する不確実性レベル"の捉え方は、 業績評価利益と処分可能利益の計算と報告へのそれぞれの要請を折衷し統合化 するひとつの概念枠組みを提供する。再分類概念としての実現概念たるC型実 現概念は、次のD型実現概念を考慮すれば、C-1型(A型実現概念の要件適用) とC-2型(D型実現概念の要件適用)の二つが考えられる。

認識と実現の分離に関連させてC型実現概念を整理すれば、次のようになる。資産・負債変動の認識にはB型実現概念の要件である確定性と客観性を認識要件として適用し、資産・負債変動の一ケースである認識された収益または利益についてはA型実現概念の要件[流動性・市場取引](またはD型実現概念の要件[実現または実現可能性・稼得])を再分類のための実現要件として適用する。これによれば、資産・負債変動の一ケースである収益または利益は認識要件を充足すれば認識し、二次的に実現要件によってそれを実現分と未実現分とに再分類することになるから、保有有価証券の保有損益に関しては、その保有損益と認識要件によって認識し、実現要件によって実現保有損益と未実現保有損益とに再分類することになる。資産評価は、57年版会計基準の考え方が承継されているので時価となることは言うまでもない。C型実現概念は業績評価利益と処分可能利益の計算の統合化を目的とした体系の中に位置し、そしてそれは処分可能利益の計算のための手段的役割を果たす、と言いうる。

# 2. 折衷類型としての FASB 型実現概念

財務会計基準審議会 (FASB) が公表した財務会計概念書第1号は, 財務報告の基本目的を明らかにする。それによれば, 財務報告の目的は, 経営および経済的意思決定を行ううえで有用な情報を提供することにある (SFAC No.1 [1978] pars. 9, 16)。企業財務情報の利用者は, 自らの意思決定が予測されるキャッシュ・フローの金額・時期および不確実性に関連するので, 良好なキャッシュ・フローを生み出す企業の能力に関心を持つ (SFAC No.1 [1978] par.

25)。このため、一般目的外部財務報告はかかる共通の関心に役立つ情報、すなわち、企業に対して予測されるキャッシュ・フローの金額・時期および不確実性を予め評価するのに役立つ情報として企業の経済的資源、債務および出資者持分に関する情報だけでなく、企業の業績(稼得利益)に関する情報を提供しなければならない(SFAC No.1 [1978] pars. 30, 37, 41, 42, 43)。概念書第1号では、かかる情報として時価情報が排除されていないことは注意を要する。

実現概念に関連しては、財務諸表の構成要素の定義を明らかにする財務会計概念書第3号 (SFAC No. 3 [1980]) において、認識と実現との区別が説かれる。認識は「ある項目を財務諸表に正式に記録または記載するプロセス」を示し、資産、負債、収益 (利得)、費用 (損失) は認識 (記録) されるか認識 (記録) されないかである (SFAC No. 6 [1985] par. 143)。他方、実現は「非現金的資源および権利を貨幣に転換するプロセス」を示し、実現および未実現によって販売されたおよび未販売の資産についての収益、利得および損失を識別する (SFAC No. 6 [1985] par. 143)。

また、資産は「過去の取引または事象の結果として、特定の実体により取得または統制されている、発生の可能性の高い将来の経済的効益(future economic benefits)」と定義され、かかる「将来の経済的効益」は「用役潜在性」と同義に扱われる(SFAC No.6 [1985] pars. 25, 28)。これと、「包括的利益」の構成要素として価格変動による損益、したがって保有損益の収容場所が用意されていることを考慮すれば、57年版会計基準の概念枠組みを髣髴させる(SFAC No.6 [1985] pars. 70, 74)。認識と実現とを殊更に区別する主張は、概念書第3号自ら明言はしていないものの、C型実現概念を有する会計体系が暗々裡に意識されている、と思われる。

財務諸表における認識と測定を扱う財務会計概念書第5号では、「資産または関連する負債の交換価値によって測定される収益および利得」は、次のような「実現・実現可能性」要件と「稼得」要件とによって認識される (SFAC No. 5 [1984] par. 83)。

認識要件

実現または実現可能性

実現:流動性・市場取引

実現可能性:価格に著しい影響を及ぼすことなく即時に

吸収しうる活発な市場において、互換可能

単位および公定相場価格を持つ資産が現金

または現金請求権に転換可能になること

稼得:稼得プロセスの完了または実質的な完了

収益の認識ではかかる両要件の充足が求められるが、利得に関しては稼得プロセスがもともと問題とならないので、利得の認識では「実現・実現可能性」要件が適用される(SFAC No.5 [1984] par. 83b)。これらのうち実現および稼得要件については、稼得要件が追加されているものの、A型実現概念のそれと変わらない(稼得要件は会計原則審議会(AICPA)の意見書(APB Statement No. 4 [1970] par. 150)ですでに挙げられているから、目新しいわけではない)。したがってここで注目すべきは、実現可能性要件が新たに導入されていることである。実現および稼得要件のほかに、かかる実現可能性要件をも収益または利益の認識要件とする FASB 型実現概念を、以下、「D型実現概念(あるいは単にD型)」と呼ぶことにする。

実現可能性要件の内容に見るように、かかる要件は従来認識されてきた特定の農作物や貴金属等の収益をフォローすることからすれば、D型実現概念はA型実現概念にさほどのものを付け加えていないようにも見える。しかし FASBにおいては、会計基準として自ら認めてきた為替差損益と一部の(特殊な会計慣行のある業種の)市場性ある有価証券ついての保有損益の認識を正当化しうる概念用具たる要件を用意することは要請されてきたはずである。実現可能性要件はまさにかかる要請に応えるためのものと考えられる。

しかし、かかる実現可能性要件は、今度は一歩進んでA型実現概念のもとでは未実現のために認識されなかった、例えば(一般事業会社の)市場性ある有価証券の保有利得を実現(可能)利得として認識することを可能にさせることに

なった。その理由は、「もしも販売が容易であるかまたはそれが形式的な活動にすぎないならば、それに伴う金額の不確実性は活発な市場における互換可能な単位の市場相場価格またはその他信頼しうる測定値によって容認しうる程度まで減少される」(SFAC No.5 [1984] par. 50) からである。

D型実現概念によって認識された収益または利益を実現損益あるいは実現可能損益と呼ぶかどうかに係わりなく,D型実現概念はA型実現概念と同型の認識概念としての概念構成を採っている。概念書第3号では資産を「将来の経済的効益」とし,他方で認識と実現とを区別してC型実現概念が想定されていたようにみえたが,概念書第5号では,それは後退してあたかもA型実現概念に回帰してしまったようにみえる。何故か。それは概念書第3号の急進性に対する批判,すなわち時価主義会計化への批判に対する妥協の何物でもない,と考えられる。

しかしながら、D型実現概念はA型実現概念への単なる回帰ではないのである。というのは、A型実現概念のもとでは実現利益とされない、例えば市場性ある有価証券の保有利得は実現(可能)利得として認識され処分可能利益の一構成要素とされることになったからである。この点は特に注目すべきである。

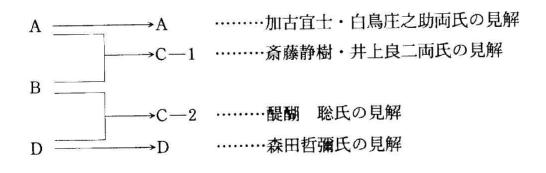
1993 年に公表された財務会計基準書第 115 号 (SFAS No.115 [1993]) は有価証券 (負債証券および持分証券) への投資の会計を問題にしているが、ここでは市場性ある有価証券の保有利得へのD型実現概念の適用が図られている。基準書第 115 号では、有価証券は以下のように三種に分類される。

企業が満期まで保有する明確な意思と能力を持つ負債証券を「満期まで保有される証券(満期保有証券)」と呼び、アモチゼーションやアキュムレーションを行い修正した後の取得原価(償却原価)で評価させる。また主として短期間で売却する目的で買入れ保有する負債証券と持分証券を「売却目的証券」と呼び、時価(公正価値)で評価させ、それに関する未実現保有損益を当期利益に算入させる。さらにこれらのいずれにも該当しない証券を「売却可能証券」と呼び、時価で評価させ、それに関する未実現保有損益を当期利益から除外させ、株主持分の別個の要素として報告させる(SFAS No.115 [1993] pars. 7, 12a, 12b)。

ここで重要なのは、売却目的証券として分類される有価証券の保有利得が実 現利得として扱われていることである。ここにD型実現概念の新たな適用をみ ることができるのである。かかる FASB のスタンスは、金融商品に関する基準 書によりすでに時価情報開示を要請している背景があること、また評価損の計 上を認めるものの評価益の計上を認めないことによるアンバランス、さらには 原価評価は「益出し」を可能にする等の状況を認識してのことである(SFAS No.115 [1993] par. 27, 29-38)<sub>o</sub>

このような FASB の状況を勘案したとき、D型実現概念の適用範囲が拡大 される可能性を秘めている。このことから、概念書第5号は概念書第3号の会 計体系を断念したわけではないことを留意すべきである。したがって, もしも, 業績評価利益の計算上,収益(利得)として認識すべき対象が格段に拡大される 必要が起き、しかもそれが実現利益とされえないときには、C型実現概念(C-2型)がいつでも登場しうるので、その意味ではC型実現概念の展開の可能性が 否定されているわけではない、と考えられるのである。

これまで述べてきた基本類型・折衷類型の実現概念の関係と、それと次節で 検討するわが国における有価証券評価論との関連を予め示せば、以下のようで ある。



# IV. わが国における有価証券時価評価論の類型と特徴

#### 1. A 型実現概念を支持する見解

有価証券の評価に関連してA型実現概念を採る見解に類型化できるものとしては、加古宜士および白鳥庄之助両氏の見解を挙げることができる。

物価変動会計情報の開示の必要性を認めるものの、物価変動下における資産価値および貨幣価値の変動を考慮外におく原価主義会計による基本財務諸表の本体に、物価変動会計情報を部分的に組み込む方式は、会計システムの整合性を損ない、かえってミスリーディングな情報を提供することになるので、物価変動会計情報(したがって有価証券の時価情報、保有損益情報)を補足情報として開示することを提唱する(加古 [1990] p. 42; [1991] pp. 32-33)。

有価証券の保有損益を認識し、それを基本財務諸表の本体に開示することに 反対する根拠は、実現概念との関連からも示される。実現要件をあたかもD型 実現概念の如く次のように理解する(白鳥 [1990] pp. 48-49)。すなわち、

- ① いつでも自由に取引の履行が可能な組織化された市場が存在すること (即座に取引可能な市場の存在)
- ② 取引当事者間の相対の交渉を必要としない客観的な取引所相場の存在 (客観的な市場価格の存在)
- ③ 取引が未完了であっても、ある種の契約または取引制度の存在によって、取引の完了が確実に見込まれ、取引が完了した場合とほぼ同様とみられる程度に確実かつ客観的な財産増減の保証が得られる状態にあること(取引完結の確実性の存在)

市場性のある有価証券は、①と②を充たすものの③は充たしえない。というのは、「当該有価証券が取引所の相場のある株式であったとしても、その相場は、すでに取引が成立した後のいわば『事後的な価格』であって、当該企業が仮にそのときの相場を指値として保有株式を売却しようとしても、その日のうちに取引所の相場通りの価額で実現する保証は何もないのであり、あえてその日のうちに換金化しようとすれば、成行き相場に委ねざるをえない」(加古

[1990] p. 46; [1991] p. 39) ので,「保有有価証券が貸借対照表日の市場相場どおりに売却され,その保有損益相当額を確定・換金できる可能性は乏し」い(加古 [1990] p. 47: [1991] p. 40)。つまり,「株式市場には実現可能価額の金額を確定するための制度的保証がない」のである。この点は,「公示レート制度をもつ外為市場や値洗制度をもつ先物市場と根本的に異なる」(加古 [1990] pp. 46-47; [1991] p. 39)。

かかる見解は、実現可能性要件をもつD型実現概念を想定し、有価証券の保有利得は実現可能性要件を充たさないとみる見解、したがってD型実現概念の一類型と解されないわけではないが、D型実現概念は有価証券の保有利得をも認識可能にすることに意義がある、と考えられる。かかる見解は結果的に、有価証券の保有損益を認識しないA型実現概念を採るべきであると主張していることになるから、かかる見解をA型実現概念に類型化した。

## 2. C-1 型実現概念を支持する見解

有価証券の評価に関連してC-1型実現概念を採る見解に類型化できるものとしては、斎藤静樹および井上良二両氏の見解を挙げることができる。

斎藤の見解は以下のようである。「企業の実物投資から得られる営業利益」計算の基礎をなす資産の原価評価に基づく実現利益概念によれば、「資産の値上がりに伴う評価益は、その資産を使い続ける費用の増分で相殺されるから」、「営業に拘束された資産を再評価しても、結局は利益の期間帰属が変わるだけで」あり、したがって資産の原価評価に基づく実現利益概念による「計算で継続企業に不都合は生じない。」(斎藤 [1992] p. 78)

「しかし、企業にとっての価値が時価を超える営業資産と違い、時価に等しい価値をもつ金融資産は、いつでも処分して値上がりの利益を実現させることができる。」「もし問われているのが企業の業績であれば、そうした金融資産の含み益は、基本的には利益の要素と考えてよい。」(斎藤 [1992] p.78) このように、営業資産には原価、金融資産(有価証券)には時価が採られ、それに係る保有損益は認識されるべきである、とする。

認識された保有損益の処分可能性については,以下のような債権者を保護する立場から,それを否定する。

「企業利益は配当の限度を定める基準でもある。金融資産の含み益が利益の要素であるかどうかは、それを株主に配当できるかどうかにもかかわってくる。」(斎藤 [1992] p. 78)「いま、調達した資金を有価証券に投資する目的で、無担保社債が発行されたとしてみよう。社債の価値は、購入された有価証券の時価で裏付けられている。その後、値上がりした証券を保有したままで、含み益の全額が配当されたとする。」「この資産構成は、値上がり分をふたたび同じ証券に投資しながら、それを担保に利益配当の資金を調達したものといってよい。再投資した利益を他方で配当するために、そこでは追加資金の借入れが強制されているのである。」(斎藤 [1992] p. 79)

すなわち、「含み益の配当は、新たな借入れによる利益の再投資を意味する」ので、「そのリスクの評価によって債権価値が影響されうる」から、「含み益の配当は、債権者の利害を保護する選択肢をはじめから欠いている。そのために、ここでは強制された貯蓄を配当利益から除くことで、債権者の保護が図られ」る。「金融資産の含み益は、かくして配当可能な利益から除かれる。」「有価証券などに生じた含み益が(は)、業績を表す利益でありながら、一般には配当のための利益から除かれざるをえない」(斎藤 [1992] pp. 79-80)。

他方, 井上の見解は以下のようである。財務会計の社会的機能は,企業利益分配の計算的基礎を提供する機能(所得分配機能)と資源配分機能の二つからなり, 前者の機能を達成する計算構造は会計責任に裏付けられた分配可能利益のそれであり, 現行制度会計, とりわけ「企業会計原則」によって意図されている会計構造である, とする(井上 [1993 a] pp. 46-51; [1993 b] p. 2)。かかる計算構造においては, 市場性ある有価証券は棚卸資産と同様に費用性資産として扱われ, 原価評価される(井上 [1991] pp. 33-35; [1993 b] pp. 2-6)。

規範論の展開においては、現在の制度会計が分配可能利益の計算構造を主体 とし、その範囲内で可能な限りの資源配分機能を果たそうとしているが、それ が有効に働いていない(逆機能化)点に照らし、それを順機能化するためには、 分配可能利益の計算構造のみならず、資源配分機能を全うするために、時価主義会計を基本とする業績表示利益の計算構造の導入が不可避である、とする(井上 [1993 a] pp. 51-55; [1993 b] p. 8)。

かかる業績表示利益の計算構造は財の効用的側面を重視し、したがって市場性ある有価証券にあっては、その効用的価値を将来における直接的なキャッシュ・インフローとして捉え、貨幣性資産とすることが可能となる。この場合の測定は期待現金流入額によって行わなければならないが、その測定を市場価格(時価)で代替できるとすれば、そこでの時価の高騰分は明らかに収益であり、その実現・未実現は問われる必要がない(井上 [1993 b] p. 10)。

このように主張したうえで、業績測定を目的とした利益計算には有価証券評価益を算入することを肯定しながらも、分配可能利益の計算上は、この評価益を除外する見解に与することを明言する(井上 [1993 b] p.10)。

以上のように、これら両見解では、業績評価利益ないし業績表示利益の計算からは有価証券は時価評価し、それによる保有利得あるいは評価益は認識すべきであるものの、それは処分可能利益から除外すべきである、と主張される。 換言すれば、有価証券についてB型実現概念の認識要件を適用し、認識した利益についてA型実現概念の実現要件を再分類のための要件として適用するので、かかる見解はC-1型実現概念として類型化できることとなる。

## 3. C-2型実現概念を支持する見解

有価証券の評価に関連してC-2型実現概念を採る見解に類型化できるものとしては、醍醐 聡氏のそれを挙げることができる。

経済のストック化に伴う資産格差現象に特に注目し、とりわけ株式の時価の上昇による含み益(保有利得)を未実現利得という理由で分配可能利益に含めない原価主義会計が、所得分配面および課税面で不公平を生んでいることを問題にする。この上で、随時確定可能な保有利得の計上を促すと同時に、そうした実現可能な利益をも企業成果に含めることによって企業の分配可能利益を実態に近づけ、その処分を利害関係者の意思にあるいは公的な政策判断に付すこと

こそ,企業成果の公正な分配に資する会計の姿である,と考える(醍醐 [1990 a] p. 20, 26; [1990 b] p. 83; [1991] pp. 26-30)。

かかる規範論を展開するについては、「有機的静態論」と称する体系を提示する。そこでは、期末時点での現在性ある状態表示ということを資産表示の目的とし、そのための手段として時価評価し、それに加えて時価を基礎にした費用計上を通じて比較可能性をもった営業利益を算出することにより、あるいはそこで算出された評価益のうち、一定の要件を満たすものを当期の利益に算入することにより利益計算を包括的なものにする、という損益計算の合理化にも直結する会計構造が与えられる。このような構造の構築のためには、次の二つのことが必要となる、とする(醍醐 [1993] pp. 22-23)。すなわち、

- ① 漫然と実体的価値物に資産性を認めるのではなく、報告企業の支配下にあって将来経済的便益をもたらすとみなされる資源に資産性を認めること (測定可能なことが前提条件)
- ② 評価益の損益計算書能力を実現可能性に照らしてスクリーニングすること
- ②に関連して、そこでの「実現可能性」は、特別の努力なしに増価を合理的に見積可能な金額で短期に貨幣等価物に転換できる市場の存在と、当該企業の営業活動の継続に制約されずに増価資産を企業から分離できる可能性を意味する(醍醐 [1993] p. 23)。

この要件に照らして、営業の継続のために処分を予定しない使用資産の評価益は配当可能利益には含まれないが、市場性ある有価証券のうち企業支配目的以外のものの評価益は営業の継続に制約されずに処分でき、それを換金処分する広範囲な流通市場が存在することから、それは配当可能利益に算入される(醍醐 [1993] p. 23)。

ここで展開される「有機的静態論」なる規範論は、資産時価評価に基づく評価益を計上する。かかる評価益認識の要件として確定性および客観性を措定しているかどうかは必ずしも明らかではないが、かかる規範論では、とにかく認識された評価益について、D型実現概念の特徴的要件たる「実現可能性」と実

質的に同じ要件を適用して配当可能利益になりうるものと、なりえないものとに再分類される。かくて、市場性ある有価証券のうち企業支配目的以外のものの評価益は配当可能利益とされる。このことから、かかる見解において予定されている実現概念はC-2型実現概念として類型化できることとなる。

### 4. D型実現概念を支持する見解

有価証券の評価に関連してD型実現概念を採る見解に類型化できるものとしては、森田哲彌氏のそれを挙げることができるように思われる。

その見解は以下のようである。有価証券や外貨建金銭債権(債務)といった資産の時価を財務諸表上の資産評価や損益計算に取り入れる場合,原価主義会計の枠内ではどのような論拠を見いだせるかを考える。かかる観点のもとで,①原価主義会計における資産評価基準を通覧して,流動資産は原則として時価を反映させるが,固定資産にはそれを反映させない論拠は何か,②流動資産のうち,棚卸資産は低価基準だけで評価益の計上は主張されないが,外貨建金銭債権(債務)は時価基準(決算日レート)で評価され,有価証券についても時価基準が提案される論拠は何か,さらには,③固定資産は原価評価が原則であるのに,外貨建金銭債権(債務)には時価基準(決算日レート)を適用する論拠は何か(③はここでは省略)、を検討しようとする(森田 [1992] p.75)。

①の問題については、固定資産は正常な営業過程の継続を前提とした場合、直ちに拘束状態の解消 (換金) ができない、あるいは予定されていないから、換金が問題とならず、このため時価の変動は問題とならず原価評価が支持される。他方、流動資産の場合には、基本的にはかかる拘束性を認めていないので、正常な営業過程の継続を前提としてもむしろ換金を目的として可能な限り有利かつ早期に換金することを目的として保有されているものである。したがって、そこでは時価(換金可能額)が問題となり、時価評価に伴う利益の認識に特に障害がない限り、時価評価による損益を認識することになる(森田 [1992] pp. 75-76)。

②の問題については次のように考える。流動資産のうち棚卸資産について

は、市場生産を前提とすればその換金は保証されているわけではなく、時価が原価より高くても当該企業の意思でその時の時価でいつでも販売できるとは限らない。そこで、保守主義思考に基づいて販売されるまでは、すなわち市場取引によって時価での販売が確定するまでは原価のまま据え置き、利益を認識しない。これに対し、流動資産としての市場性ある有価証券については、市場価格が成立し、当該企業の意思で売却可能なものであるから換金に関する問題は存在せず、したがって保守主義的考慮から流動資産としての時価評価を妨げる要因はない(森田 [1992] p. 76-77)。

かかる時価評価が原価主義会計の体系の中で認められるためには、時価評価を適用した場合の利益(評価益)が棚卸資産の販売基準におけると同じような意味で分配可能であることを確認しなければならない。

ここで分配可能な(資金的裏付けのある)利益とは、企業の意思で再投資せずに現金の形で残しておこうとすれば残しておける利益という意味であり、更なる利益の獲得を目指して再投資され、利益処分の行われる時点で現金として存在していなくても、利益の分配可能性という概念から外れるものではない。有価証券の評価益は現金として流入していないが、それは企業の意思で現金化しなかっただけであり、いったん現金化して更なる利益を求めて再投資したことと何らかわりないので、かかる評価益は利益の分配可能性を完全に備えている、と彼は考える(森田 [1992] pp. 78-79; [1990] pp. 20, 21-22)。

かかる見解は、あくまでも原価主義会計の枠内で説明しようとする接近法を 採るので、FASBの規範的接近法とは異なる。しかし、かかる見解は接近法と しては異なるものの、結果的に、実現可能性要件を有するD型実現概念と実質 的に同じものを導出していると考えられるので、ここではそれをD型実現概念 として類型化することとした。

### V. 結びと問題提起

アメリカにおける実現概念の議論を整理したとき、基本類型としてはA型と B型の二つがあり、その折衷類型としてC型とD型が存在することに気付く。 A型・B型およびD型は共に認識概念であり、その適用対象の範囲は、A型< D型<B型 と図式的に表せる。すなわち、D型はA型とB型の中間に位置す るのである。

これに対して、C型はB型の認識要件により認識された収益・利益を、A型 ないしD型の実現要件によって実現分と未実現分とに再分類する。すなわち、 C型は業績評価利益と処分可能利益の計算の統合化を可能にする「再分類概 念」としての性質をもち、双方の計算目的に対し有効に作用する。このような 役割を担うので、ここでは、かかるC型実現概念を支持したい。

アメリカにおける実現概念の議論をわが国における有価証券時価評価論に関 係させてみると、そこには実現概念に関してディメンジョンを異にする二つの 利益観が存在することに気付く。ひとつはA型実現概念に代表される処分可能 利益観であり、他はB型実現概念に代表される業績評価利益観である。有価証 券時価評価論は、これら二つの利益観をいかにバランスさせるかが具体的に問 題となったボーダーライン・ケースであると考えられる。

処分可能利益観または業績評価利益観のそれぞれに基づく会計体系は独自の 体系を持っているがために、それぞれの体系を接合するにはそれらを二元的に 構成せざるをえない、と考えられる。この点からすれば、認識概念をなす実現 概念については処分可能利益観に基づくそれを変質させなければ、かかる接合 はできないように考えられる。C型実現概念にみられる再分類概念としての実 現概念はそうした模索の結果生み出されたものといえる。

わが国における有価証券時価評価論のC型の主張には、処分可能利益観に基 づく会計体系における実現概念が認識概念から再分類概念へと転化し,処分可 能利益観に基づく会計体系にもともと存在しているA型実現概念とは似而非な る実現概念を結果的に提唱していることに十分気付いていないように思えると ころがある。この点への認識の不十分さが、わが国における有価証券時価評価 論の論点を錯綜させる原因になっていると思われる。

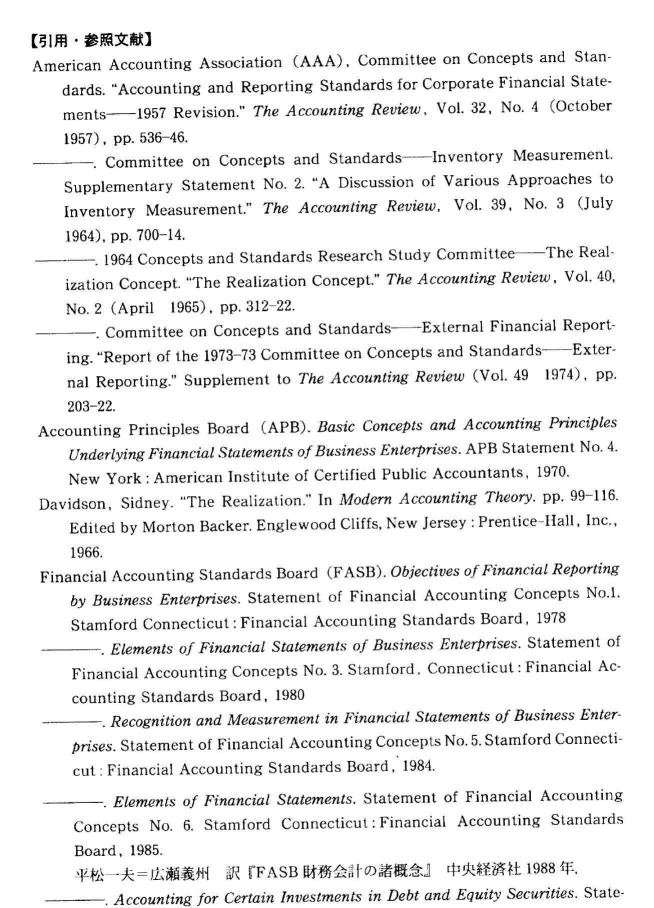
わが国における有価証券時価評価論を実現概念との係わりから類型化しその 特徴を整理してみると、各説に共通してみられる論点は、"株式市場の相場通 りで有価証券を売却しうる制度的保証の存否"に関する捉え方である。 A型および C-1 型は制度的保証がないとみるのに対して, D型および C-2 型は制度的保証があるとみる。

FASB は、財務会計基準書第 115 号において、売却目的証券の保有損益を処分可能利益に含めているが、これは保有損益を販売損益と同等に扱いうるだけの市場の制度的保証が存在すると考えていることを示している。 A型やC-1型の実現概念がわが国の有価証券 (時価) 評価論で強く主張されているが、アメリカの証券市場に比して、このような主張がなされるほどにわが国の株式市場は特殊なものであろうか。この点の分析がなされない限り、C型実現概念を支持するとしても、現時点ではC-1型かC-2型のいずれを採るかは決定しえないように思えるのである。

【付記】 神奈川大学会計学研究会(1994年5月11日)の報告に際し、津守常弘、田中弘、西川登教授から貴重なご意見やコメントを頂いた。また中央大学会計フォーラム(1994年5月14日)の報告に際し、コメンテータとしての大野功一(関東学院大学)、朝倉和俊(中央大学) 両教授、さらに笠井昭次(慶應義塾大学)、玉田啓八(中央大学) 各教授のほか多くの方々から貴重なご意見やコメントを頂いた。ここにお礼申し上げたい。

#### 註

- (1)(2) A型およびB型実現概念の詳細な分析検討については、岡村 [1990] を参照。
- (3) C型実現概念の詳細な分析検討については、岡村 [1990] [1991] を参照。
- (4) 財務会計概念書第3号は、営利企業と非営利組織体に共通する財務諸表の構成 要素を取り扱う財務会計概念書第6号[1985]に差し替えられているので、引用箇 所は財務会計概念書第6号における項数で示すこととする。
- (5) アメリカにおける財務会計基準書第 115 号公表前の有価証券の会計と、それと 一連の財務会計概念書との関連については、岡村 [1992] を参照。
- (6) D型実現概念の詳細な分析検討については、岡村 [1991] を参照。
- (7) 斎藤氏の見解については、斎藤 [1991] も参照。



- ment of Financial Accounting Standards No. 115. Stamford Connecticut: Financial Accounting Standards Board, 1993.
- Horngren, Charles T. "How Should We Interpret the Realization Concept?" The Accounting Review, Vol. 40, No. 2 (April 1965), pp. 323-33.
- Ijiri. Yuji. Historical Cost Accounting and Its Rationality. Research Monograph No. 1. Vancouver, British Columbia: Canadian General Accountants' Research Foundation, 1981.
- Paton, W. A. and Littleton, A. C. An Introduction to Corporate Accounting Standards. Monograph No. 3. Columbus, Ohio: American Accounting Association, 1940.
- Storey, Reed K. "Revenue Realization, Going Concern and Measurement of Income." *The Accounting Review*, Vol. 34, No. 2 (April 1965), pp. 332-38.
- . Matching Revenue with Costs. New York: Arno Press, 1978.
- Windal, Floyd W. The Accounting Concept of Realization. Bureau of Business and Economic Research, Graduate School of Business Administration, Occasional Paper No. 5. East Lansing, Michigan: Michigan State University, 1961.
- 井上良二「株式評価損をめぐる会計問題」『企業会計』 第 43 巻 第 2 号 (1991 年), pp. 33-38.

- 岡村勝義「会計上の実現概念の拡散と収斂(1)――アメリカにおける実現概念の系譜 (1957—1985 年)」『商経論叢』(神奈川大学) 第 25 巻 第 4 号 (1990 年), pp. 1-28.

- 加古宜士「短期投資に係る保有損益の会計的測定と開示」『企業会計』 第 42 巻 第 12 号 (1990 年), pp. 42-49.
- -----「公表財務諸表制度における時価情報の地位」『会計』第139巻 第3号 (1991年), pp. 32-44.
- 斎藤静樹「実現基準と原価評価の再検討」『会計』 第 140 巻 第 2 号 (1991 年), pp.1-14.
- ------「利益の測定と会計制度の課題」『企業会計』 第44巻 第1号 (1992年),

